

「いせさきもんじゃ」ロゴ及び
いせさきもんじゃマスコットキャラクター「もじゃろー」利用規定

(目的)

第1条 この利用規定はいせさきもんじゃのPRを目的とした「いせさきもんじゃ」ロゴ（以下「ロゴ」と称する）及び、いせさきもんじゃイメージキャラクター「もじゃろー」（以下「もじゃろー」と称する）の利用に関する事項を定める事を目的とする。

(定義)

第2条 「いせさきもんじゃ」ロゴとはいせさきもんじゃの文字を図案化したイラスト及び派生した画像、映像群とする。

2 「もじゃろー」とは、商標登録番号 第4987922号に登録されたイラスト及び派生した画像、映像群とする。

(利用申請)

第3条 あらゆる形態で「ロゴ」及び「もじゃろー」を利用する場合、利用申請書（別記様式第1号）を伊勢崎商工会議所青年部に提出し、あらかじめ許可を得なければならない。ただし、次号に該当する場合は申請がない場合でも利用可能とする。

- (1) 群馬県伊勢崎市内での幼稚園、保育園及び学校等（小・中・高・大・専修学校等、学校認可を受けていない機関は含まない）の教育での利用
- (2) 伊勢崎商工会議所が発行する「伊勢崎もんじゃマップ」に掲載される企業ならびに個人が利用する場合
- (3) 伊勢崎商工会議所青年部に属する企業ならびに個人が直接的な営利を目的としないものへ利用する場合
- (4) 行政機関および報道機関がPRや報道の目的で利用する場合
- (5) 営利を目的としない個人利用の場合

2 利用申請書は次の書類を添えて提出する。

- (1) 企業・団体等の概要書
- (2) 利用する案件の企画書及び見本等
- (3) その他伊勢崎商工会議所青年部が必要と認めるもの

(利用内容の制限)

第4条 「もじゃろー」利用申請は、次のいずれかに該当すると伊勢崎商工会議所青年部が判断した場合はこれを許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合
- (2) 「いせさきもんじゃ」、「もじゃろー」、「伊勢崎商工会議所」、「伊勢崎商工会議所青年部」、「伊勢崎市」のイメージを損なう場合
- (3) 特定の個人、宗教、政治の支援に繋がるもの
- (4) その他承認することが不相当と判断した場合

(利用許諾)

第5条 伊勢崎商工会議所は利用申請を受け付けてから1ヵ月以内に利用の可否を通知する。

(利用料)

第6条 利用料は無料とする。

(遵守事項)

第7条 「ロゴ」及び「もじゃろー」を利用する場合、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用申請書に記載された利用目的以外には利用しないこと。
- (2) 定められた形状、色彩で利用し、独自に改変しないこと。
- (3) 「ロゴ」または「もじゃろー」に隣接した箇所に著作権者名（伊勢崎商工会議所青年部または伊勢崎YEG）を表記すること。ただし、伊勢崎商工会議所が許可した場合は省略できるものとする。
- (4) 「ロゴ」及び「もじゃろー」の利用許可を得て展開されたものでもその著作権は伊勢崎商工会議所に属する。

(利用期間)

第8条 利用期間は申請した年度の末日より最長で2年とし、引き続き利用する場合は利用申請書（別記様式第1号）を再度提出しなければならない。

(利用内容変更)

第9条 利用者が許諾された内容を変更しようとする場合、別途利用申請書（別記様式第1号）を提出し、再度その許諾を受けなければならない。

(許諾の取り消し)

第10条 「ロゴ」及び「もじゃろー」の利用がこの規定に反していると判断された場合、伊勢崎商工会議所青年部は利用の許諾を取り消すことができる。

- 2 許諾が取り消された場合は、ただちに利用を差し止めるものとし、伊勢崎商工会議所青年部及び伊勢崎商工会議所はその補償の責めを負わない。

(商品等の提出)

第11条 利用許諾を受けた利用者は下記のを完成後30日以内に伊勢崎商工会議所青年部に提出しなければならない。

- (1) 商品として利用する場合 商品の実物または写真
- (2) 書籍等印刷物に利用する場合 刊行物
- (3) ウェブサイト等電子書類に利用する場合 そのURL
- (4) 看板等に利用する場合 写真
- (5) その他アプリケーションや電子媒体など前項に該当しない場合 相談の上提出方法を検討する。

(損害賠償)

第12条 本規則に違反した場合は伊勢崎商工会議所青年部及び伊勢崎商工会議所は損害賠償を請求する場合がある。

(雑則)

第13条 この規定が定めるものの他、「ロゴ」及び「もじゃろー」に関する事項は伊勢崎商工会議所青年部が定めるものとする。

(利用の範囲)

第14条 利用許諾を受けた者が権利を第三者に転じる事を禁ずる。但し以下の場合は書面の提出等をもって第三者が利用する事を許可する。

(1) 伊勢崎商工会議所、行政機関等の公共機関が他の部署等で利用する場合。

提出書類：必要なし

(2) 申請者とは別に他の利用者の社名等を付随して利用する場合。

ただし、利用者が第4条に当たる場合は利用を禁止する。

(例：名入れ商品等の制作・販売)

提出書類：随時利用者の社名等を事前に提出する。

(3) その他の場合 都度協議するものとする。

(付則)

この規定は平成25年10月4日より施行する。

別記様式第1号

「いせさきもんじゃ」ロゴ及びいせさきもんじゃマスコットキャラクター「もじゃろー」利用申請書

平成 年 月 日

伊勢崎商工会議所青年部 会長 様

申請者 郵便番号

住所

企業または団体名

代表者職

代表者名

印

「いせさきもんじゃ」ロゴ及びいせさきもんじゃマスコットキャラクター「もじゃろー」(以下:本商標)の利用につき利用規定を了承し、下記の通り申請します。

申請内容	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	
利用品名		
利用の趣旨及び方法		
利用形態	<input type="checkbox"/> 販売物品 <input type="checkbox"/> 無償提供 <input type="checkbox"/> 販売と無償提供の両方 <input type="checkbox"/> 掲示物 <input type="checkbox"/> その他 ※電子媒体等で利用する場合、本商標が利用される媒体が通信料以外の何らかの形で課金形態を取る場合は販売物品にあたります。(追加課金等含む)	
(利用形態の詳細)		
利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ※新規申請の場合は申請した年度の末日より起算し最長2年とし、更新の場合は4月1日より起算して最長2年とする。	
利用場所	<input type="checkbox"/> 伊勢崎市内 <input type="checkbox"/> 群馬県内 <input type="checkbox"/> 日本国内 <input type="checkbox"/> その他	
(利用場所の詳細)	<small>(販売・配布箇所等わかる限り)</small>	
利用者の連絡先	企業または団体名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	URL	
	メールアドレス	

- 添付書類 1 企業、団体等の概要書、役員名簿(氏名、ふりがな、性別、生年月日、性別)
2 利用する案件の企画書及び見本等
3 食品の場合は食品衛生に類する営業許可証の写し